

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月4日

【発行者名】 フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ
(Franklin Templeton Investment Funds)

【代表者の役職氏名】 取締役 ウィリアム・ロックウッド
(Director William Lockwood)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1246、アルバート・ボル
シェット通り8A
(8A, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ
- フランクリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
(Franklin Templeton Investment Funds
- Franklin Alternative Strategies Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ
- フランクリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
- クラスA(a c c)米ドル投資証券
上限見込額は1億2,630万米ドル(約194億473万円)である。
(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドのクラスA(a c c)米ドル投資証券の
2024年10月末日現在の1口当たり純資産価格(12.63米ドル)に1,000万口を
乗じて算出された金額である。
(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年10月31日現在の株式会社
三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.64円)によ
る。以下同じ。
(注3) 2025年5月21日付で、フランクリン・templton・インベストメント・
ファンズ-フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
は、フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ-フラン
クリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドに名称を変更した。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年12月27日に提出した有価証券届出書(2025年3月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2025年5月21日付で、フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリンK 2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドは、フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドに名称を変更し、また、投資方針、投資リスクおよび別紙等に関する事項が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

表紙

<訂正前>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ
 - フランクリン K 2 オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
 (Franklin Templeton Investment Funds
 - Franklin K2 Alternative Strategies Fund)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券
 フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ
 - フランクリン K 2 オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
 - クラスA (a c c) 米ドル投資証券

上限見込額は1億2,630万米ドル(約194億473万円)である。

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドのクラスA (a c c) 米ドル投資証券の2024年10月末日現在の1口当たり純資産価格(12.63米ドル)に1,000万口を乗じて算出された金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.64円)による。以下同じ。

縦覧に供する場所

該当事項なし

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ
 - フランクリン ・ オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
 (Franklin Templeton Investment Funds
 - Franklin Alternative Strategies Fund)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券
 フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ
 - フランクリン ・ オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
 - クラスA (a c c) 米ドル投資証券

上限見込額は1億2,630万米ドル(約194億473万円)である。

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドのクラスA (a c c) 米ドル投資証券の2024年10月末日現在の1口当たり純資産価格(12.63米ドル)に1,000万口を乗じて算出された金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.64円)による。以下同じ。

(注3) 2025年5月21日付で、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドは、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドに名称を変更した。

縦覧に供する場所

該当事項なし

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(1) 外国投資法人の名称

<訂正前>

フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ
- フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
(Franklin Templeton Investment Funds
- Franklin K2 Alternative Strategies Fund)

(以下、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズを「本投資法人」、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドを「ファンド」という。また、ファンドを含め、本投資法人のサブ・ファンドを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。)

<訂正後>

フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ
- フランクリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
(Franklin Templeton Investment Funds
- Franklin Alternative Strategies Fund)

(以下、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズを「本投資法人」、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドを「ファンド」という。また、ファンドを含め、本投資法人のサブ・ファンドを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。)

(注) 2025年5月21日付で、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドは、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドに名称を変更した。以下同じ。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(3) 外国投資法人の仕組み

b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

<訂正前>

(前略)

(注7) 名義書換事務代行契約とは、とりわけ、() 本投資法人の投資主名簿の維持、() オンボーディングおよび本人確認/マネーロンダリング防止業務、() 投資家および販売会社業務、() 取引処理(投資証券の購入、売却およびスイッチングの処理を含む。)、() 現金管理、投資主の支払いおよび照合、() 手数料の計算および支払い、() 顧客変更管理、() CRSおよびFATCA業務、() 規制上の報告、() 苦情処理における本投資法人の支援、ならびに() 技術支援を含む業務を行うことを約する契約をいう。

<訂正後>

(前略)

(注7) 名義書換事務代行契約とは、とりわけ、() 本投資法人の投資主名簿の維持、() オンボーディングおよび本人確認/マネーロンダリング防止業務、() 投資家および販売会社業務(クライアントコミュニケーションの機能を含む。)、() 取引処理(投資証券の購入、売却およびスイッチングの処理を含む。)、() 現金管理、投資主の支払いおよび照合、() 手数料の計算および支払い、() 顧客変更管理、() CRSおよびFATCA業務、() 規制上の報告、() 苦情処理における本投資法人の支援、ならびに() 技術支援を含む業務を行うことを約する契約をいう。

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

特定のファンドに関して別紙Dで明示的に記載される場合を除き、SFDR第8条または第9条に服する各ファンドについて、管理会社は、ESG要因への関連する主要な悪影響(以下「PAI」という。)についての考慮をファンドの投資決定プロセスに組み込んでいる。疑義を避けるために付言すると、PAIデータの収集および確認にはマテリアルコストがかかり、これは、かかるデータを生成するよう要求される最終投資者および投資先企業に間接的に影響を与えるため、PAIは、すべてのファンドに適用されるとは限らない。管理会社は、かかるコストが正当化でき、投資者の最善の利益となるとは考えない。PAIの考慮についての詳細は、ウェブサイト(<https://www.franklintempleton.lu/about-us/sustainable-investing>)に掲載される文書「SFDR」に記載されている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

特定のファンドに関して別紙Dで明示的に記載される場合を除き、SFDR第8条または第9条に服する各ファンドについて、管理会社は、ESG要因への関連する主要な悪影響(以下「PAI」という。)についての考慮をファンドの投資決定プロセスに組み込んでいる。疑義を避けるために付言すると、PAIデータの収集および確認にはマテリアルコストがかかり、これは、かかるデータを生成するよう要求される最終投資者および投資先企業に間接的に影響を与えるため、PAIは、すべてのファンドに適用されるとは限らない。管理会社は、かかるコストが正当化でき、投資者の最善の利益となるとは考えない。PAIの考慮についての詳細は、ウェブサイト(<https://www.franklintempleton.lu/about-us/sustainable-investing>)に掲載される文書「方針および規制に関する文書、SFDR・エンティティ・レベル文書(i)サステナビリティリスクの統合および()PAIの非適用」に記載されている。

(後略)

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

(前略)

フロンティア市場リスク

新興市場国への投資は、上記「新興市場リスク」に記載されるリスクを伴う。フロンティア市場への投資は、新興市場への投資と類似するリスクを伴うが、フロンティア市場は他の新興市場と比較して、さらに小さく、未発達であり、アクセスしにくいいため、リスクの広範はより大きい。さらにフロンティア市場

は、他の新興市場と比較して、より大きな政治的、社会的および経済的不安定に陥る傾向があり、透明性、倫理上の慣習およびコーポレート・ガバナンスの点で劣り、関連するファンド/投資者は、悪影響を受けることがある。また、当該市場は、他の新興市場と比較して投資制限および送金制限、為替規制、ならびに未発達な保管および決済システムを有する可能性が高い。フロンティア市場を構成する国は、アフリカ、アジア、中東、東欧およびラテン・アメリカに所在するより未発達の国々である。このため、関連するファンド/投資者は、悪影響を受けることがある。

ヘッジ戦略リスク

(後略)

<訂正後>

(前略)

フロンティア市場リスク

新興市場国への投資は、上記「新興市場リスク」に記載されるリスクを伴う。フロンティア市場への投資は、新興市場への投資と類似するリスクを伴うが、フロンティア市場は他の新興市場と比較して、さらに小さく、未発達であり、アクセスしにくいいため、リスクの広範はより大きい。さらにフロンティア市場は、他の新興市場と比較して、より大きな政治的、社会的および経済的不安定に陥る傾向があり、透明性、倫理上の慣習およびコーポレート・ガバナンスの点で劣り、関連するファンド/投資者は、悪影響を受けることがある。また、当該市場は、他の新興市場と比較して投資制限および送金制限、為替規制、ならびに未発達な保管および決済システムを有する可能性が高い。フロンティア市場を構成する国は、アフリカ、アジア、中東、東欧およびラテン・アメリカに所在するより未発達の国々である。このため、関連するファンド/投資者は、悪影響を受けることがある。

地政学リスク

地政学リスクとは、ある国や地域における政治的事象および不安定な状況により、金融市場が混乱し、投資のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性をいう。これらの事象には、戦争、テロ、政治的混乱、政策の変更および国際紛争が含まれる。

ヘッジ戦略リスク

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報**第1 外国投資法人の追加情報****2 役員の状況**

<訂正前>

(2025年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資証券
グレゴリー・E・ジョンソン (Gregory E. Johnson)	会長	フランクリン・リソースズ・インク エグゼクティブ・チェアマン	該当なし
マーク・G・ホロウエスコ (Mark G. Holowesko)	取締役	ホロウエスコ・パートナーズ・リミ テッド CEOおよびプレジデント	該当なし
ウィリアム・ロックウッド (William Lockwood)	取締役	フランクリン・templton・インベ ストメント・ファンズ ディレク ター、社外取締役	該当なし
ジェド・A・プラフカー (Jed A. Plafker)	取締役	フランクリン・リソースズ・インク グローバル・アライアンスおよび新規 ビジネス戦略 エグゼクティブ・バイス・プレジデ ント	該当なし
アヌーク・アグネス (Anouk Agnes)	取締役	フランクリン・templton・インベ ストメント・ファンズ ディレクター、 社外取締役	該当なし

(後略)

<訂正後>

(2025年5月21日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資証券
グレゴリー・E・ジョンソン (Gregory E. Johnson)	会長	フランクリン・リソースズ・インク エグゼクティブ・チェアマン	該当なし
マーク・G・ホロウエスコ (Mark G. Holowesko)	取締役	ホロウエスコ・パートナーズ・リミ テッド CEOおよびプレジデント	該当なし
ウィリアム・ロックウッド (William Lockwood)	取締役	フランクリン・templton・インベ ストメント・ファンズ ディレク ター、社外取締役	該当なし
アヌーク・アグネス (Anouk Agnes)	取締役	フランクリン・templton・インベ ストメント・ファンズ ディレクター、 社外取締役	該当なし

(後略)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(5) その他

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

(前略)

名義書換事務代行契約

2022年10月3日付で本投資法人との間で名義書換事務代行契約を締結。登録および名義書換事務代行会社としてのヴィルタス・パートナーズ・ファンド・サービスズ・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルの業務について規定している。名義書換事務代行契約とは、とりわけ、() 本投資法人の投資主名簿の維持、() オンボーディングおよび本人確認 / マネーロンダリング防止業務、() 投資家および販売会社業務、() 取引処理(投資証券の購入、売却およびスイッチングの処理を含む。)、() 現金管理、投資主の支払いおよび照合、() 手数料の計算および支払い、() 顧客変更管理、() CRSおよびFATCA業務、() 規制上の報告、() 苦情処理における本投資法人の支援、ならびに() 技術支援を含む業務を行うことを約する契約をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

名義書換事務代行契約

2022年10月3日付で本投資法人との間で名義書換事務代行契約を締結。登録および名義書換事務代行会社としてのヴィルタス・パートナーズ・ファンド・サービスズ・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルの業務について規定している。名義書換事務代行契約とは、とりわけ、() 本投資法人の投資主名簿の維持、() オンボーディングおよび本人確認 / マネーロンダリング防止業務、() 投資家および販売会社業務(クライアントコミュニケーションの機能を含む。)、() 取引処理(投資証券の購入、売却およびスイッチングの処理を含む。)、() 現金管理、投資主の支払いおよび照合、() 手数料の計算および支払い、() 顧客変更管理、() CRSおよびFATCA業務、() 規制上の報告、() 苦情処理における本投資法人の支援、ならびに() 技術支援を含む業務を行うことを約する契約をいう。

(後略)

第4 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

(2) 関係業務の概要

登録機関および名義書換事務代行会社

<訂正前>

(前略)

ヴィルトラス・パートナーズ・ファンド・サービシズ・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルは、登録および名義書換代行契約に基づき本投資法人に関する業務を行うために、管理会社により本投資法人の登録機関および名義書換事務代行会社に任命された。当該業務は、とりわけ、()本投資法人の投資主名簿の維持、()オンボーディングおよび本人確認/マネーロンダリング防止業務、()投資家および販売会社業務、()取引処理(投資証券の購入、売却およびスイッチングの処理を含む。)、()現金管理、投資主の支払いおよび照合、()手数料の計算および支払い、()顧客変更管理、()CRSおよびFATCA業務、()規制上の報告、()苦情処理における本投資法人の支援、ならびに()技術支援を含む。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ヴィルトラス・パートナーズ・ファンド・サービシズ・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルは、登録および名義書換代行契約に基づき本投資法人に関する業務を行うために、管理会社により本投資法人の登録機関および名義書換事務代行会社に任命された。当該業務は、とりわけ、()本投資法人の投資主名簿の維持、()オンボーディングおよび本人確認/マネーロンダリング防止業務、()投資家および販売会社業務(クライアントコミュニケーションの機能を含む。)、()取引処理(投資証券の購入、売却およびスイッチングの処理を含む。)、()現金管理、投資主の支払いおよび照合、()手数料の計算および支払い、()顧客変更管理、()CRSおよびFATCA業務、()規制上の報告、()苦情処理における本投資法人の支援、ならびに()技術支援を含む。

(後略)

別紙B

定 義

<訂正前>

(前略)

「CSSF」	金融監督委員会。ルクセンブルグにおける本投資法人の規制・監督当局
「取引締切時間」	取引が、別紙Aに詳述される直近日の投資証券1口当たり純資産価格で処理されるために、取引指示が受理されなければならない締切時間

(中略)

「エクイティ・ファンド」	エクイティ・ファンドの資産は、主にまたは専ら、証券取引所で上場され取引される、企業が発行する持分証券(株式)に投資されるか、エクスポージャーを有する。エクイティ・ファンドは、世界各地に投資する(グローバル・エクイティ・ファンド)か、特定の国(国別ファンド)、地域(地域別ファンド)または業種(業種別ファンド)に集中投資することができる。
「ESTR」	ユーロ短期金利

「ETF」	上場投資信託
「EU」	欧州連合
「予想レバレッジ水準」	バリュー・アット・リスク(VaR)アプローチを使用するグローバル・エクスポージャーを測定するファンドは、予想レバレッジ水準を開示する。予想レバレッジ水準は、規制当局による制限ではなく、表示目的のみのために使用される。ファンドのレバレッジ水準は、ファンドがそのリスク特性との整合性を維持し、レバティブVaR制限を遵守する限り、いつでもこの予想レベルより高いか低くなる可能性がある。年次報告書は、同会計年度の実際のレバレッジ水準およびその数値に関する追加説明を提供する。レバレッジは、総デリバティブ使用の尺度であり、このため、関連するファンドのポートフォリオに直接保有される他の現物資産を考慮していない。予想レバレッジ水準は、想定額の総額(想定額の総額の定義を参照のこと。)として測定される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「CSSF」	金融監督委員会。ルクセンブルグにおける本投資法人の規制・監督当局
「CDR(EU)2020/1818」	<u>EU気候移行ベンチマークおよびEUパリ協定整合ベンチマークの最低基準に関する欧州議会および理事会規則(EU)2016/1011を補完する2020年7月17日付の欧州委員会委任規則(EU)2020/1818(随時改訂)</u>
「取引締切時間」	取引が、別紙Aに詳述される直近日の投資証券1口当たり純資産価格で処理されるために、取引指示が受理されなければならない締切時間

(中略)

「エクイティ・ファンド」	エクイティ・ファンドの資産は、主にまたは専ら、証券取引所で上場され取引される、企業が発行する持分証券(株式)に投資されるか、エクスポージャーを有する。エクイティ・ファンドは、世界各地に投資する(グローバル・エクイティ・ファンド)か、特定の国(国別ファンド)、地域(地域別ファンド)または業種(業種別ファンド)に集中投資することができる。
「ESMAのファンドの名称ガイドライン」	<u>欧州証券市場監督局(ESMA)のESGまたはサステナビリティ関連の用語を使用したファンド名に関するガイドライン(ESMA34-1592494965-657)</u>
「ESTR」	ユーロ短期金利
「ETF」	上場投資信託
「EU」	欧州連合

<p>「EU気候移行ベンチマークの適用除外」</p>	<p>C D R (E U) 2020 / 1818に概要が示されているEU気候移行ベンチマークの適用除外(随時改訂)は以下のとおりである。</p> <p>(a) 非人道的兵器に関連する活動に關与する企業 (b) たばこの栽培および生産に關与する企業 (c) ベンチマーク管理者が、国連グローバル・コンパクト(U N G C)の原則または経済協力開発機構(O E C D)の多国籍企業向けのガイドラインに違反していると認める企業</p> <p>(a)の目的上、非人道的兵器に関連する活動に關与しているか否かについての我々の評価は、 (https://franklintempletonprod.widen.net/content/fx615gcmav/pdf/controversial-weapons-policy.pdf)</p> <p>で入手可能な「フランクリン・templonの非人道的兵器に対する方針 - 欧州ファンド」の文書に従って実施されるものとする。</p> <p>欧州グリーンボンド規則(規則(EU)2023/2631)に基づき発行されたグリーンボンドは、上記の適用除外から除外される。調達資金の用途がグリーン、ソーシャル、その他の持続可能な活動に限定されている債券への投資については、上記の適用除外は、これらの金融商品によって資金提供される経済活動にのみ(発行者全体ではない)適用される。ただし、適用除外(c)は発行者のレベルで適用されるものとする。その他のすべての投資については、発行者のレベルで適用除外が適用されるものとする。</p>
<p>「EUパリ協定整合ベンチマークの適用除外」</p>	<p>C D R (E U) 2020 / 1818に示されているEUパリ協定整合ベンチマークの適用除外(随時改訂)は以下のとおりである。</p> <p>(a) 非人道的兵器に関連する活動に關与する企業 (b) たばこの栽培および生産に關与する企業 (c) ベンチマーク管理者が、国連グローバル・コンパクト(U N G C)の原則または経済協力開発機構(O E C D)の多国籍企業向けのガイドラインに違反していると認める企業 (d) 無煙炭および亜炭の探査、採掘、抽出、流通または精製から1%以上の収入を得る企業 (e) 石油燃料の探査、抽出、流通または精製から10%以上の収入を得る企業 (f) ガス燃料の探査、採取、製造または流通から50%以上の収入を得る企業 (g) G H G 排出量が100g CO₂ e/kWhを超える発電から50%以上の収入を得る企業</p> <p>(a)の目的上、非人道的兵器については、 (https://franklintempletonprod.widen.net/content/fx615gcmav/pdf/controversial-weapons-policy.pdf)</p> <p>で入手可能な「フランクリン・templonの非人道的兵器に対する方針 - 欧州ファンド」の文書に記載される意味を有するものとする。</p> <p>欧州グリーンボンド規則(規則(EU)2023/2631)に基づき発行されたグリーンボンドは、上記の適用除外から除外される。調達資金の用途がグリーン、ソーシャル、その他の持続可能な活動に限定されている債券への投資については、上記の適用除外は、これらの金融商品によって資金提供される経済活動にのみ(発行者全体ではない)適用される。ただし、適用除外(c)は発行者のレベルで適用されるものとする。その他のすべての投資については、発行者のレベルで適用除外が適用されるものとする。</p>

「予想レバレッジ水準」	<p>バリュー・アット・リスク（VaR）アプローチを使用するグローバル・エクスポージャーを測定するファンドは、予想レバレッジ水準を開示する。予想レバレッジ水準は、規制当局による制限ではなく、表示目的のみのために使用される。ファンドのレバレッジ水準は、ファンドがそのリスク特性との整合性を維持し、レラティブVaR制限を遵守する限り、いつでもこの予想レベルより高いか低くなる可能性がある。年次報告書は、同会計年度の実際のレバレッジ水準およびその数値に関する追加説明を提供する。レバレッジは、総デリバティブ使用の尺度であり、このため、関連するファンドのポートフォリオに直接保有される他の現物資産を考慮していない。予想レバレッジ水準は、想定額の総額（想定額の総額の定義を参照のこと。）として測定される。</p>
-------------	---

（後略）

別紙Dは以下のとおり更新される。

別紙D

S FDR 関連情報

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示商品名：フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ-フランクリン・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
法人識別番号：54930062LATFG8YHK918

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● はい●● いいえ
 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

 社会目的を有する持続可能な投資

 E／S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

ファンドは、格付証券のポートフォリオにおけるロング・エクスポージャーに基づき、(i) 投資ユニバースのMSCI ESGスコアの中央値、または(ii) 525のMSCI ESGスコアのいずれか高いスコアよりも高い加重平均ESGスコアを目標とすることにより、ポートフォリオレベルで、最低限の環境、社会およびガバナンス（以下「ESG」という。）基準を促進する。

これにより、ファンドは、とりわけ気候変動、汚染の軽減および廃棄物の減量ならびに／または人権の問題に取り組む活動を含む、環境的および社会的特性を促進する。

投資ユニバースは、現在のMSCI ESGスコアを有するすべての発行体と定義される。MSCI 帰属ESGスコアを持たない保有資産は、ファンドまたはその投資ユニバースのESGスコアには含まれない。



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

さらに、ファンドは、後述の「この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか?」のセクションで詳述するように、投資プロセスの一環としてネガティブ・スクリーンを実施する。

促進される環境的および/または社会的特性を実現するために、いかなる参照ベンチマークも指定されていない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか?**

促進される環境的および/または社会的特性の実現度を測定するために、ファンドにより用いられる持続可能性指標は、以下のとおりである。

- ポートフォリオの加重平均MSCI ESGスコア、および
- 除外されたセクターおよび以下に詳述する追加の除外対象に対するエクスポージャーを有するまたはこれらと関係する投資先企業の割合

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか?**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか?**

該当なし。

—— **持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか?**

該当なし。

—— **持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか?**

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）は、投資運用会社の専有のスコアリング・モデルであるESG 360ダッシュボードに統合される。このESGモデリング・ツールは、MSCI ESGからポジション・レベル・スコアリングを取り入れ、スリープおよびポートフォリオ・スコアを生成する。

以下のPAIは、主にファンドに関して考慮される。

- 化石燃料セクターで活動している会社に対するエクスポージャー
- 国連グローバル・コンパクト原則（以下「UNGC原則」という。）および経済協力開発機構（以下「OECD」という。）多国籍企業行動指針の違反、および
- 非人道的兵器に対するエクスポージャー

ファンドは、化石燃料セクターで活動している会社に対するエクスポージャーを監視し、またその収益の30%超を石炭の生産または流通から生み出す企業に対するロング・エクスポージャーを0%とすることを目標とする。

ファンドは、積極的な視点なしにUNGC原則に違反する株式およびコーポレート・クレジットへのロング・エクスポージャーをポートフォリオの1%未満とすることを約束する。さらに、ファンドは、投資先企業のガバナンス評価の一環として、国連グローバル・コンパクトおよびOECD指針への違反を考慮する。投資運用会社は、UNGCまたはOECD指針に従わない証券を特定するために、長期保有を選別する。投資運用会社は、国連グローバル・コンパクトまたはOECD指針に違反するものと示される証券の投資ポジションを理解するために、共同投資運用者を起用し、投資先の企業のガバナンスの評価を実施する。実際に証券についてガバナンスが不十分であると判断された場合、当該証券は、ファンドの制限リストに追加される。

ファンドは、対人地雷、生物・化学兵器およびクラスター弾と定義される非人道的兵器を製造または流通する企業に投資を行わない。

PAIの考慮についての追加情報は、本投資法人の年次報告書に記載される。

■ 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

共同投資運用者のレベルでは、投資運用会社は、任命された共同投資運用者について、専有のESG格付手法（共同投資運用者による環境的要因および/または社会的要因の投資への統合の調査、環境的要因および/または社会的要因と投資パフォーマンスとの関連性の調査ならびに共同投資運用者の潜在的な開発地域および将来のイニシアチブの評価を含む。）を適用することにより、ESG評価を行う。

こうした定性的評価に基づき、投資運用会社は、コンプライアンス遵守、投資統合および推進力の観点から共同投資運用者を格付けする。共同投資運用者のESG評価は、四半期毎の会合および毎年の訪問による業務デューデリジェンスにおいて監視される。また、投資運用会社は、共同投資運用者の企業レベルでのESGとの関連性（国連責任投資原則への署名状況等）および内部でのESGに関する能力を調査する。

上記の平均MSCIスコアは、最低閾値を設定するものの、そのコア投資テーマがESG改善および/またはエンゲージメントを中心とする運用会社を排除しないため、投資運用会社は、当該平均MSCIスコアが適切な目標であると考えられる。

また、ファンドは、ポートフォリオについて以下の選別（スクリーニング）を行うことを約束する。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

- 非人道的兵器に対する0%のエクスポージャー
- 積極的な視点なくUNGC原則に従わない証券に対する1%未満のロング・エクスポージャー
- MSCI CCC格付けの証券に対する5%未満のロング・エクスポージャー

ファンドは、(i) その収益の5%超をたばこの生産または流通から生み出す企業および(ii) その収益の30%超を石炭の生産または流通から生み出す企業に対し、全体として0%のロング・エクスポージャーを目標とする。いかなる時点においても、このエクスポージャーはロング・ポジションの1%を上回らないものとするが、0%を上回った場合には、投資運用会社が問題を特定した月の翌月末までに、上記基準に違反するポジションをファンドから除外する。

- この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

投資戦略の結合要素は、以下のように要約することができる。

1. 格付証券のポートフォリオにおけるロング・エクスポージャーに基づき、(i) 投資ユニバースのMSCI ESGスコアの中央値または(ii) 525のMSCI ESGスコアのいずれか高いスコアよりも高い加重平均ESGスコアに達するという約束。ファンドのスコアが上記基準を下回る場合、投資運用会社は、90日以内に共同投資運用者のスリープ間でリバランスを行う。
2. 上記の一定のセクターおよび企業を排除するという約束。

- 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

- 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

ポートフォリオにおける保有投資先が良好なガバナンスを実施することを確保するために、投資運用会社は、UNGC原則またはOECD多国籍企業行動指針に従わず、MSCIにより議論の対象となるものと示される証券を特定するために、長期保有を選別する。これらの長期保有は、毎月制作され、対象となる共同投資運用者との綿密な会合において四半期毎に共有される。360報告書において報告される。証券についてガバナンスが不十分である可能性が示された場合、投資運用会社は、証券の投資ポジションおよび投資先の企業のガバナンスの評価を理解するために、共同投資運用者を起用する。実際に証券についてガバナンスが不十分であると判断された場合、当該証券は、90日以内に処分する旨の指示を付してファンドの制限リストに追加される。



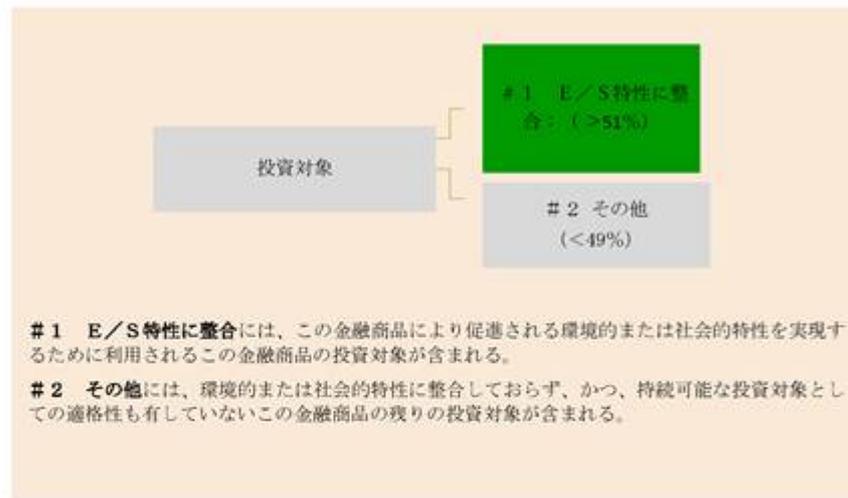
この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

投資運用会社は、該当するESG問題に関する企業の概要を決定するために、ファンドのポートフォリオのうち少なくとも51%に適用される拘束力を有する専有のESG手法を採用する。ファンドのポートフォリオのうち少なくとも51%は、ファンドにより促進される環境的および/または社会的特性と整合され、その残りの部分(49%未満)は、流動資産(付随的流動資産、預金、短期金融商品およびマネー・マーケット・ファンド)、外国為替および外国為替デリバティブ、金利スワップならびにUCITS適格コモディティを構成し、促進される特性とは整合されない。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的および投資目的で、デリバティブを活用する。

投資先企業がMSCI ESG格付によりカバーされる場合において組織に関連する長期的なデリバティブ・エクスポージャーは、ESGプロセスによりカバーされ、ファンドの総合ESG格付に貢献する。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を線（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

● **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

該当なし。



● **EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

該当なし。

● は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



● **社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

該当なし。



● **どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？**

ファンドのポートフォリオの最大49%を構成する「#2 その他」の投資は、MSCI ESG格付手法内において不適格資産とみなされる資産の種類および証券を含むことがある。これは、流動資産（付随的流動資産、預金、短期金融商品およびマネー・マーケット・ファンド）、外国為替および外国為替デリバティブ、金利スワップならびにUCITS適格コモディティを含む。さらに、ファンドは、MSCI ESG格付手法に基づき適格である資産に投資するが、ファンドの総合ESGスコアの計算において、当該資産はカバーされない。これらの資産には、ストラクチャード・クレジットおよびショート・デリバティブ・ポジションが含まれる。最後に、いかなる環境セーフガードおよび/または社会セーフガードも整備されていない。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

該当なし。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (<https://www.franklintempleton.lu/our-funds/price-and-performance/products/18896/Z/franklin-alternative-strategies-fund/LU1093756168>) で参照することができる。SFDR 第 10 条において要求される特定の開示情報は、ウェブサイト (www.franklintempleton.lu/18896) で参照することができる。

別紙 E

交付目論見書の概要

<訂正前>

フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ
- フランクリン K 2 オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
(後略)

<訂正後>

フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ
- フランクリン ・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド

(注) 2025年5月21日付で、フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - フランクリン K 2 オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドは、フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - フランクリン ・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドに名称を変更しました。以下同じです。

(後略)